

イクスタンジによる治療費

70歳未満の方の場合

■ イクスタンジの薬剤費¹⁾(窓口支払額)

14日分	1カ月(28日)分
錠40mg: 35,530円	錠40mg: 71,060円
錠80mg: 34,440円	錠80mg: 68,880円

高額療養費制度

■ イクスタンジの薬剤費を含む医療費負担額

適用区分	1カ月の負担の上限額	
	1~3回目	4回目以降
年収約1,160万円以上の方 健保:標報83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	該当せず ²⁾	
年収約770~約1,160万円の方 健保:標報53~79万円 国保:旧ただし書き所得600~901万円	該当せず ²⁾	
年収約370~約770万円の方 健保:標報28~50万円 国保:旧ただし書き所得210~600万円	該当せず ²⁾	
年収約370万円以下の方 健保:標報26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税の方	35,400円	24,600円

1) 令和6年4月現在の薬価をもとに計算(40mgの場合は1日4錠、80mgの場合は1日2錠)しています。金額はイクスタンジの薬剤費のみのため、実際の支払時には診察料、検査料、他の薬剤費などが加算されます。

2) イクスタンジの薬剤費のみでは高額療養費の支給対象になりません。ただし、イクスタンジの薬剤費に加えて、診察料、検査料、他の薬剤費などがかった場合は、高額療養費の支給対象となる場合があります。また、同じ月の複数の医療機関等における受診や、同じ世帯にいる他の方(同じ健康保険に加入している方)の受診について自己負担額(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要)を合算することができ、その合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。1カ月の負担の上限額は、年収約1,160万円以上の方の場合、1~3回目が252,600円+(医療費-842,000円)×1%、4回目以降が140,100円です。年収約770~約1,160万円の方の場合、1~3回目が167,400円+(医療費-558,000円)×1%、4回目以降が93,000円です。年収約370~約770万円の方の場合、1~3回目が80,100円+(医療費-267,000円)×1%、4回目以降が44,400円です。

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で1カ月間(1日~末日)に支払った額が一定額(負担の上限額)を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

- 高額療養費は、加入している医療保険に、支給申請書を提出または郵送することで支給されます。
- 支給までには、受診した月から少なくとも3カ月程度かかります。
- 詳しくは加入している医療保険(保険証の裏面にてご確認ください)にお問い合わせください。

イクスタンジによる治療費（外来）

70歳以上の方の場合

■ イクスタンジの薬剤費¹⁾（窓口負担相当）

適用区分		14日分	1カ月 (28日)分
現役並み (標報28万円以上などの 窓口負担3割の方)		錠40mg: 35,530円 錠80mg: 34,440円	錠40mg: 71,060円 錠80mg: 68,880円
一般 または 住民税 非課税	70~74歳の方 または以下の75歳以上の方 ●課税所得が28万円以上 かつ ●「年金収入+その他の合計所得金額」が 単身世帯:200万円以上 複数世帯:合計320万円以上	錠40mg: 23,690円 ²⁾ 錠80mg: 22,960円 ²⁾	錠40mg: 47,380円 ²⁾ 錠80mg: 45,920円 ²⁾
	上記以外の 75歳以上の方	錠40mg: 11,840円 錠80mg: 11,480円	錠40mg: 23,690円 錠80mg: 22,960円

高額療養費制度（外来）

■ イクスタンジの薬剤費を含む医療費負担額

適用区分	1カ月の負担の上限額
年収約1,160万円以上の方 標報:83万円以上/ 課税所得:690万円以上	該当せず ³⁾
年収約770~約1,160万円の方 標報:53万円以上/ 課税所得:380万円以上	
年収約370~約770万円の方 標報:28万円以上/ 課税所得:145万円以上	
年収156~約370万円の方 標報:26万円以下/ 課税所得:145万円未満など	18,000円 ⁴⁾ 〔年間上限〕 144,000円
Ⅱ 住民税非課税世帯の方	8,000円
Ⅰ 住民税非課税世帯の方 (年金収入80万円以下など)	

- 1) 令和6年4月現在の薬価をもとに計算(40mgの場合は1日4錠、80mgの場合は1日2錠)しています。高額療養費支給前のイクスタンジの薬剤負担額であるため、実際の医療機関窓口支払額とは異なります。
- 2) 令和7年9月30日までは配慮措置があり、75歳以上で窓口負担割合が2割になった方の外来の1カ月の負担増加額は、1割負担の場合と比べ最大3,000円になります。(窓口負担額の計算は1円単位で行うため、金額が異なる場合があります。)
- 3) イクスタンジの薬剤費のみでは高額療養費の支給対象になりません。ただし、イクスタンジの薬剤費に加えて、診察料、検査料、他の薬剤費などがかった場合は、高額療養費の支給対象となる場合があります。また、同じ月の複数の医療機関等における受診や、同じ世帯にいる他の方(同じ健康保険に加入している方)の受診について自己負担額(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要)を合算することができ、その合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。1カ月の負担の上限額は、年収約1,160万円以上の方の場合、1~3回目(252,600円+(医療費-842,000円)×1%)、4回目以降が140,100円です。年収約770~約1,160万円の方の場合、1~3回目(167,400円+(医療費-558,000円)×1%)、4回目以降が93,000円です。年収約370~約770万円の方の場合、1~3回目(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)、4回目以降が44,400円です。
- 4) 2割負担の方は6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%または18,000円のいずれか低いほう(1カ月の窓口負担上限額)となります。

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で1カ月間(1日~末日)に支払った額が一定額(負担の上限額)を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

- 70歳以上の方は、自動的に窓口での支払いが負担の上限額までにとどめられますが、払い戻しの申請が必要な場合もありますのでご注意ください。
- 詳しくは加入している医療保険(保険証の裏面にてご確認ください)にお問い合わせください。